

策定年月日	平成18年6月12日 策定
変更年月日 (第1回)	平成22年6月 2日 変更
変更年月日 (第2回)	平成26年9月30日 変更

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

平成26年9月

米 子 市

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想目次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	P 1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標及び新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	P 6
第 3	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	P 2 0
第 4	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	P 2 1
1	利用権設定等促進事業に関する事項	P 2 1
2	農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	P 2 7
3	農地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	P 2 7
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等	P 3 0
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	P 3 1
6	その他農業経営基盤強化の促進に関する事項	P 3 1
第 5	農地利用集積円滑化事業に関する事項	P 3 2
1	農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	P 3 2
2	農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準	P 3 2
3	その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	P 3 2
第 6	その他	P 3 6
別紙 1		P 3 7
別紙 2		P 3 9

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 米子市は、鳥取県西部に位置し、宇田川、佐陀川、日野川、法勝寺川に開けた水田地帯、大山山麓丘陵地に開けた畑作地帯、弓浜部に開けた砂丘畑作地帯、彦名干拓地で地域の立地条件を生かした営農が行われている。

今後は、地域の特性を活かした営農と特に収益性の高い作目、作型を確立し、担い手を中心に産地化を図ることとする。

また、耕種を中心に効率的かつ安定的な農業経営体と販売農家及び自給的農家との間で、労働力の提供、農地の貸借等、役割分担を図りつつ、農業の発展を目指すものとする。

このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し秩序ある土地利用に努めるものとする。

2 米子市の農業構造については、社会・経済情勢の変化に伴い、農業従事者の他産業への就労が増加するなど農家の兼業化が進行するとともに、農業従事者の減少と高齢化が深刻化している。一方、弓浜地区などにおいては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休農地化したものが多く認められることから、これを放置すれば担い手への利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

こうした中で、兼業農家の高齢化も進み、高齢農家や経営規模縮小農家から中核的担い手への農地の利用集積や機械更新時や世代交代等を機に、農地の流動化が進展してきていることから集落営農の組織化、法人化への推進を図るとともに他産業からの多様な担い手の育成も進めていく。また「国の新たな経営指標」を活用し、認定農業者の経営状況のチェック及びフォローアップを推進していく。

3 米子市は、このような現状及び見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

具体的な農業経営の指標は、米子市及びその周辺市町村において現に成立している優良な事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり380万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1900時間程度）の水準を実現できるものとする。

4 米子市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向、農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るための自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

そのため、米子市は、①農業委員会、農業協同組合、農業改良普及所等と相互の連携の下で濃密な指導を行うための体制を整備する。②集落段階における農業の将来展望と、それを

担う経営体の明確化について話し合いを促進する。③効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記①の関係団体等が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成及び「国の新たな経営指標」を活用した自己チェックにより相互の連携が図られるよう誘導を行いフォローアップに努める。

次に、農業経営の改善による効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。）に対しては、農業委員会を核として農地の出し手と受け手を適切に結び付けて農用地の利用の集積を促進する。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）を「人・農地プラン」における中心経営体として位置づけるとともに、農地中間管理事業を活用し農地集積の円滑な推進が図られるよう積極的に取り組んでいく。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営体の育成及びこれらの経営体への農用地の利用集積が遅れている集落のすべてにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進し、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。特に、認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人及び特定農業団体制度の普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体の設立とともに特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行うとともに多様な担い手による農業への新規参入の促進及び農地の有効利用の確保を図る。

また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業改良普及所の指導の下に、施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進するものとし、生産組織については、効率的な生産単位を形成するうえで重要な位置にあり、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として誘導する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営体と販売農家、自給的農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確にし、地域資源の維持管理、農村コミュニティーの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を効率的かつ安定的な農業経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援によって認定農業者への農用地の集積はもちろんのこと、農地中間管理機構をはじめとした関係機関及び関係団体の協力を得て、制度の積極的活用を図る。

- 5 米子市、米子市農業委員会、鳥取西部農業協同組合、（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構、米子市農村青年会議、農業士、鳥取県西部総合事務所農林局農林業振興課及び西部農業改良普及所等の関係団体は、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織

等を対象に経営診断の実施、先進技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策を示しながら、重点指導、研修会等を実施する。

また、施設園芸の導入によって集約的農業を展開しようとする地区、稲作単一経営から脱却を図ろうとする農業者を中心に新規の集約的作目の導入、産地化を狙いとした振興作目を選定し、その栽培に関する濃密指導を行い、水稻と組み合わせた複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営のさらなる向上に資するため、当該計画の達成状況を踏まえつつ新たな計画の作成支援、指導を行う。

- 6 米子市は、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があることから、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成確保を図っていくものとする。

本市の新規就農者は、本市在住または出身者が主であったが、平成20年度以降は、I・Jターン者の数も増え、年間平均4～5名程度が新規就農している状況である。新規就農者の確保・定着目標については、国が掲げる新規就農者を年間1万人から2万人に倍増するという確保目標や鳥取県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間の新規就農者を倍増させるという確保目標も踏まえ、年間8人程度の新規就農者の確保を目標とする。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、本市および周辺地域の優良な農業経営の事例や3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標、新規就農・経営継承総合支援事業の青年就農給付金（経営開始型）で独立自営就農5年後に農業で生計が成り立つ実現可能な目標所得を参考とした年間農業所得（主たる農業従事者250万円程度、夫婦による共同経営の場合は300万円程度）、及び、他産業従事者と均衡する年間労働時間（主たる農業従事者1800時間程度）の水準を実現できるものとする。

上記に掲げる新たな農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、営農定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、5で記述した関係団体等と連携して、農地の確保、技術や経営ノウハウの習得、就農後の営農指導等のフォローアップを行い、認定農業者への移行を見据えながら、地域の担い手として育成していくものとする。

7 10年後の本市の農業構造を展望した時、農業経営の拡大・充実を図り、優れた経営能力と高い技術力を備えた個別農家や農業法人などが育つ一方、高齢化や後継者不在等により規模縮小、離農する農家も見込まれる中で、効率的かつ安定的な農業経営とそれらが担う農地利用の姿を次のとおり展望し、実現のための施策を図っていく。

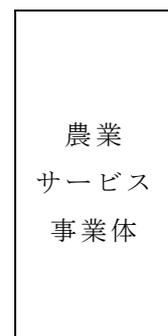
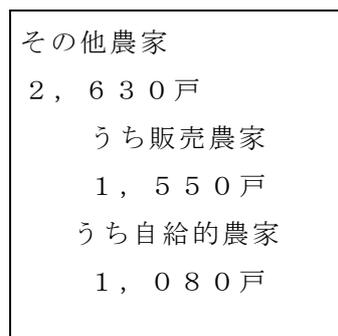
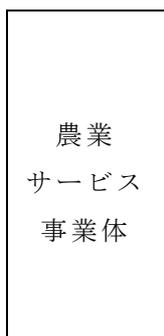
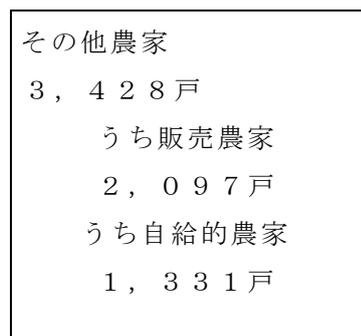
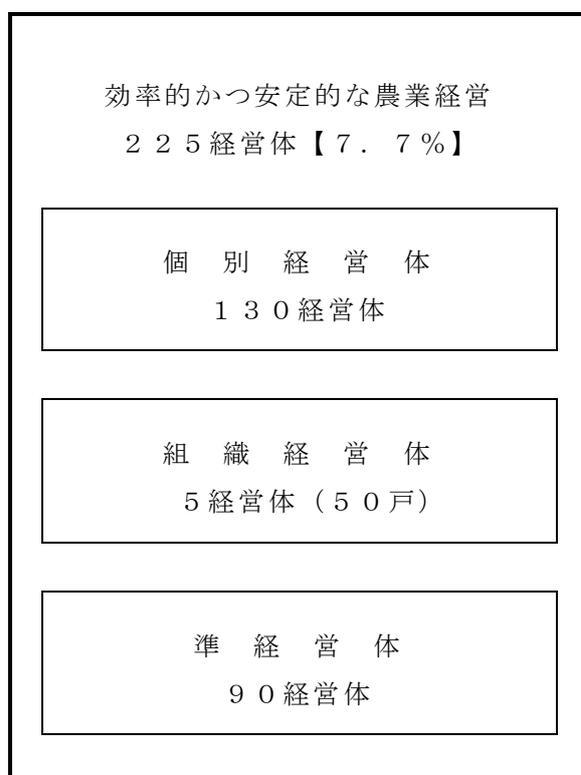
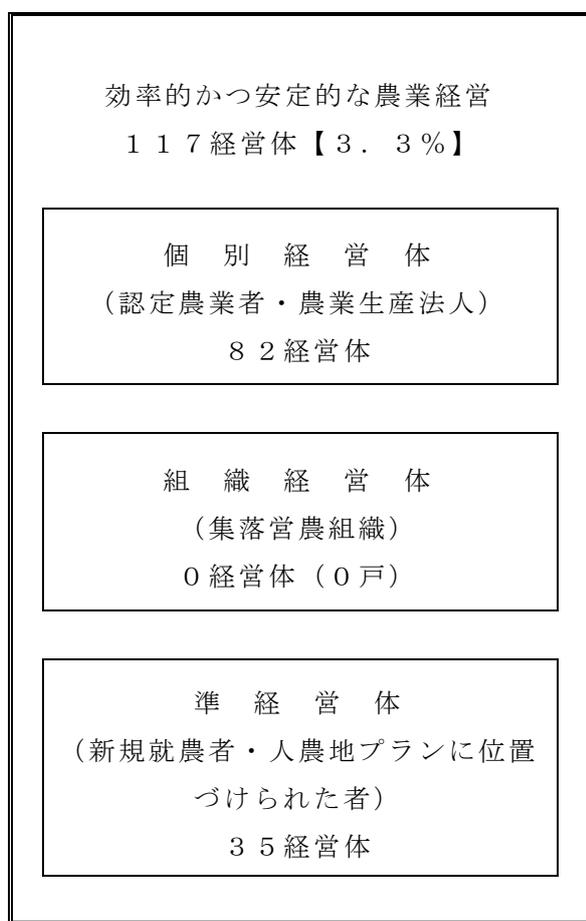
(1) 農家構造の展望

平成26年度

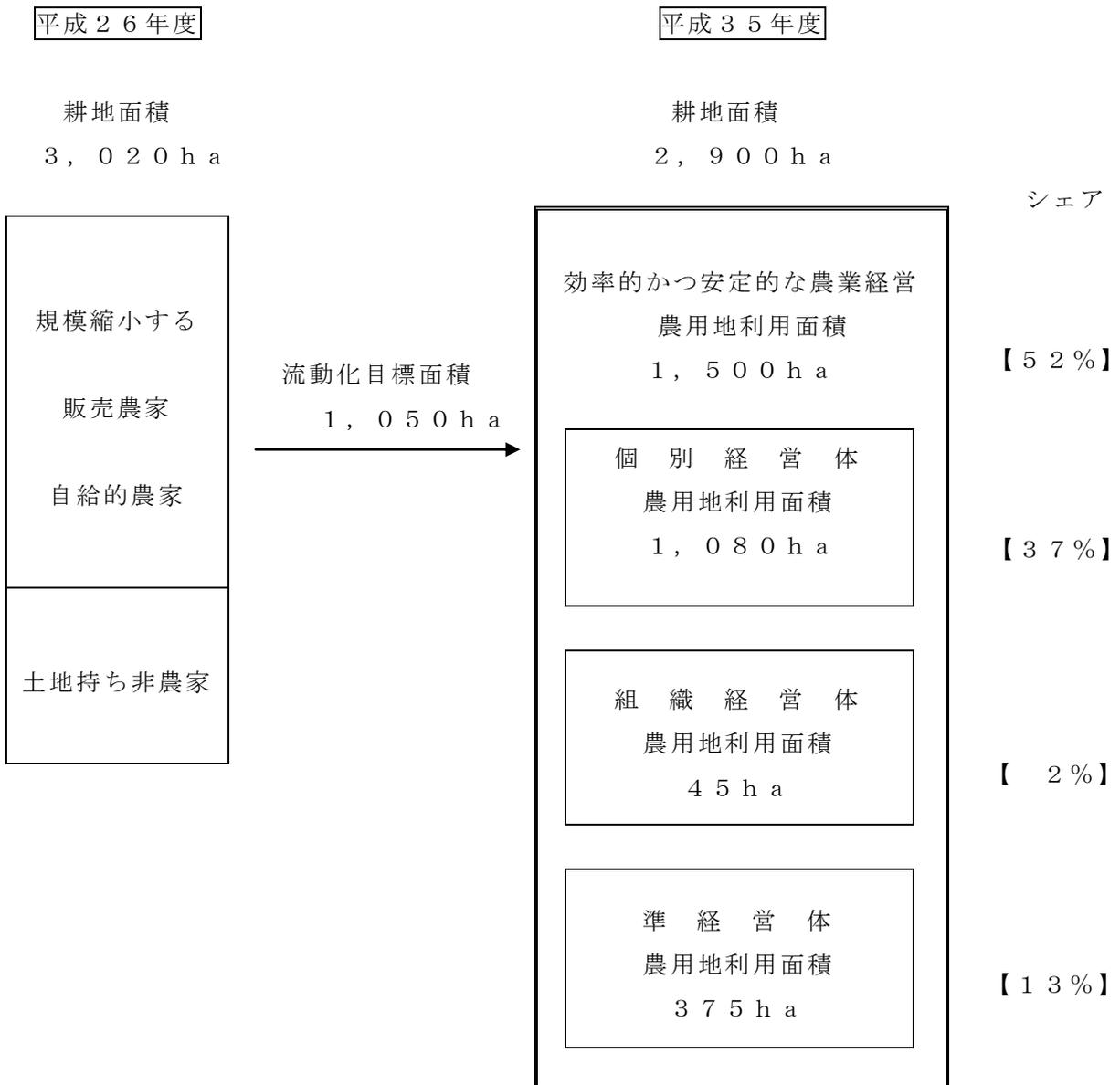
平成35年度

総農家 3,545戸

総農家 2,900戸



(2) 農用地利用の展望



第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標及び新たに農業経営を 営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標及び新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に展開されている優良事例を踏まえつつ米子市における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

営農モデル類型1 梨+柿+水稲 [個別経営体]

1 モデルの特徴

果樹の新品種を取り入れた、高収益の果樹複合経営を行う。

2 営農モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作物名	生産規模	目標生産量	労働力
樹園地 110a	ゴールド二十世紀	30a	4,500kg/10a	2.8人 (内訳) 家族労働力 2.0人 雇用労働力 0.8人
水田 50a	新甘泉	20a	3,500kg/10a	
	秋甘泉	10a	3,500kg/10a	
	王秋	10a	5,000kg/10a	
	輝太郎	20a	2,200kg/10a	
	富有	20a	2,200kg/10a	
	水稲	50a	540kg/10a	

3 施設機械装備

機 械 施設名	規格 能力	台数 面積
作業舎	木造	50㎡
貯水槽		1台
梨・柿棚	つり棚	80a
多目的防災網施設	鉄柱鉄線	30a
網	5mm	30a
トラクタ	25ps	1台
ロータリ	160cm	1台
トレンチャー	7psチェーン式	1台
スピートスプレーヤ	1000ℓ	1台
揚水ポンプ	50mm	1台
ロータリーモア	自走6ps	1台
動力運搬車	5ps 500kg	1台
乗用型田植機	4条植	1台
動力散布機	背負式	1台
刈り払い機		1台
自脱型コンバイン	3条刈	1台
播種機	100箱/時	1台
軽トラック	660cc	1台

4 経営管理の方法等

【経営管理の方法】

- ・複式簿記記帳により経営状況の両面から経営改善に努める。
- ・家族協定による役割分担、就業条件収益分配の明確化

【農業従事の態様】

- ・農繁期における臨時雇用の確保により、過重労働を防止する。また、休日制も導入する。

【生産方式】

- ・梨新品種「新甘泉」を取り入れる
- ・柿新品種「輝太郎」を取り入れる
- ・新甘泉、秋甘泉は無袋栽培で省力
- ・柿新品種「輝太郎」は棚栽培
- ・水稲栽培については、機械の共同利用やレンタル、作業内容によっては委託を検討し経費削減と効率化に努める。

営農モデル類型2 施設野菜 [個別経営体]

1 モデルの特徴

施設の周年生産により野菜を生産し、地場市場に品質及び量の安定出荷を行う。

施設野菜（トマト、キュウリ、葉物野菜）＋露地野菜（キャベツ）

2 営農モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作物名	生産規模	目標生産量	労働力
畑 0.7ha	抑制キュウリ	0.2ha	6,000kg/10a	3.0人 (内訳) 家族労働力 2.0人 雇用労働力 1.0人
	半促成トマト	0.2ha	5,500kg/10a	
	葉物(コマツナ・ミズナ・ ホウレンソウ)	0.4ha	2,500kg/10a	
	キャベツ	0.3ha	5,000kg/10a	

3 施設機械装備

機 械 施設名	規格 能力	台数 面積
作業場兼農機具庫	木造	40m ²
ビニールハウス1	4m×60m	6棟
ビニールハウス2	4.5m×60m	5棟
ビニールハウス3	6.5m×60m	1棟
育苗ハウス	4.5m×30m	1棟
トラクタ	25ps	1台
ロータリ	160cm	1台
動力噴霧機	4ps	1台
灌水用ポンプ	2.2ps	1台
管理機	3.5ps	1台
軽トラック	660cc	1台

4 経営管理の方法等

<p>【経営管理の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳による財務管理、資金管理を行う。 家族協定による役割分担、就業条件収益分配の明確化 <p>【農業従事の態様】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農繁期における臨時雇用の確保により過重労働を防止する。 休日制度を導入する。 <p>【生産方式】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合的防除と土壌診断に基づく土づくりによって、連作障害を回避する。 水稲栽培については、機械の共同利用やレンタル、作業内容によっては委託を検討し経費削減と効率化に努める。
--

営農モデル類型3 水稲 + 白ネギ + 大豆 + 作業受託 [個別経営体(法人)]

1 モデルの特徴

転作を大豆、白ネギで実施し、水稲、大豆、白ネギの経営に加えて、それぞれの作業受託を組み合わせた経営を目標とする。

2 営農モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作物名	生産規模	目標生産量	労働力
水田 49.2ha	水稲	40.0ha	540kg/10a	7.5人 (内訳) 基幹労働力 5.0人 補助労働力 2.5人
	大豆	8.0ha	200kg/10a	
	秋冬ネギ	1.2ha	3,000kg/10a	
	水稲作業受託	15.0ha		
	大豆収穫受託	21.0ha		

3 施設機械装備

機 械 施設名	規 格 能力	台数 面積
格納庫	鉄骨造	100m ²
トラクタ	30ps	4台
ロータリ	170cm	4台
代かきハロー	280cm	4台
ブロードキャスト	300 ^{mm}	1台
乗用型田植機	6条植	3台
動力散布機	背負式	1台
自脱型コンバイン	4条刈	3台
播種機	100箱/時	1台
大豆そばコンバイン	1.5m幅	2台
ロータリカルチ	3条	1台
大豆播種機	3条・30ps	1台
畦塗り機	乾湿両用	1台
溝掘り機	ロータリ式	1台
サブソイラー	1条	1台
刈り払い機		5台
ライムソワー	230ℓ	1台
動力噴霧機	6ps	1台
土寄機	6.6ps	2台
掘取用管理機	3.5ps	1台
皮剥機一式	3相電動式	1台
結束機	電動式	1台
剪葉機	電動式	1台
穀物乾燥機	3t循環式	4台
糶摺機	揺動型	1台
穀物計量機	2.4t/h	1台
普通トラック	1t	2台
軽トラック	660cc	2台

4 経営管理の方法等

【経営管理の方法】

- ・複式簿記記帳による財務管理、資金管理を行う。
- ・法人内における構成員の業務分担労働時間、休日、休暇等の就業条件、給与等について明確化する。

【農業従事の態様】

- ・農繁期における臨時雇用の確保により、過重労働を防止する。また、休日制度も導入する。

【生産方式】

- ・水稲品種、大豆品種、白ネギ品種の組み合わせに配慮して、作期の分散を図り、作業の集中を避ける。
- ・作業受託可能な機械施設を整備し効率的な活用を行う。

営農モデル類型4 水稻 + 繁殖牛 [個別経営体（法人）]

1 モデルの特徴

稲わらなどの資源を有効活用し、水田転作に飼料作物を栽培することによって、水稻の複合経営による効果的な経営を行う。

2 営農モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作物名	生産規模	目標生産量	労働力
繁殖和牛30頭 水田 62ha	繁殖和牛 水稻 イタリアンライグ ラス	30頭 50.0ha 12.0ha	10頭 540kg/10a	3.7人 (内訳) 基幹労働力 3.0人 補助労働力 0.7人

3 施設機械装備

機 械 施設名	規格 能力	台数 面積
畜舎	木造	200㎡
農具舎	木造平屋	50㎡
堆肥舎	木造	100㎡
ロールバレー	バール径90cm	1台
ラッピングマシン	900～120cm	1台
モアー	135cm	1台
テッダー	300cm	1台
フロントローダー	400cm	1台
飼料用カッター		1台
トラクタ	30ps	4台
ロータリ	170cm	4台
代かきハロー	280cm	4台
ブロードキャスト	300 ^{リットル}	1台
乗用型田植機	6条植	3台
動力散布機	背負式	1台
自脱型コンバイン	4条刈	3台
播種機	100箱/時	1台
穀物乾燥機	3t循環式	4台
糶摺機	揺動型	1台
穀物計量機	2.4t/h	1台
刈り払い機		4台
普通トラック	1t	2台
軽トラック	660cc	2台

4 経営管理の方法等

<p>【経営管理の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳による財務管理、資金管理を行う。 法人内における構成員の業務分担労働時間、休日、休暇等の就業条件、給与等について明確化する。 <p>【農業従事の態様】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農繁期における臨時雇用の確保により、過重労働を防止する。また、休日制度も導入する。 転作は飼料作物とする。 <p>【生産方式】</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取県和牛育成技術マニュアル（M子牛）に沿って飼養管理し、市場性の高い子牛生産に努める。 飼料作物の栽培については、機械の共同利用やレンタルを検討し経費削減と効率化に努める。
--

営農モデル類型 5 葉タバコ + ニンジン [個別経営体]

1 モデルの特徴

弓浜砂畑地域における葉たばこ・ニンジン複合型経営。葉たばこと秋冬ニンジンを中心とした経営を行う。

2 営農モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作物名	生産規模	目標生産量	労働力
畑 1.9ha	秋冬にんじん 葉たばこ	1.9ha 1.4ha	3,500kg/10a 270kg/10a	2.0人 (内訳) 家族労働力 2.0人

3 施設機械装備

機 械 施設名	規格 能力	台数 面積
作業場	木造	18㎡
納屋	木造	90㎡
乾燥室上屋	鉄骨造	14㎡
トラクタ	20ps	1台
ロータリ	140cm	1台
マニュアルレクター	1.2t	1台
土壤消毒機	6条	1台
動力噴霧機	6ps	1台
播種機	2条	1台
移植機	3.5ps	1台
自走式成畦被覆機	11ps	1台
高架型作業車	4.5ps	1台
防除装置		1台
わき芽抑制剤散布装置		1台
電動リフター		1台
電動圧搾梱包機	100v	1台
乾燥機		1台
にんじん収穫機	12ps	1台
軽トラック	660cc	1台

4 経営管理の方法等

<p>【経営管理の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 複式簿記による財務管理、資金管理を行う。 家族協定による役割分担、就業条件収益分配の明確化 <p>【農業従事の態様】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農繁期における臨時雇用の確保により、過重労働を防止する。 休日制度を導入する。 <p>【生産方式】</p> <ul style="list-style-type: none"> 葉タバコでは、共同乾燥機の一部利用、にんじんでは収穫機、共選場の利用等により省力化と規模拡大を図る。

営農モデル類型6 白ネギ + かんしょ [個別経営体]

1 モデルの特徴

干拓地等の砂丘畑を適応地域とし、機械化一貫体系を取り入れた露地野菜の専作経営を行う。

2 営農モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作物名	生産規模	目標生産量	労働力
畑 1.9ha	かんしょ	0.3ha	3,000kg/10a	3.0人 (内訳) 家族労働力 2.0人 雇用労働力 1.0人
	夏ネギ(トンネル)	0.1ha	2,700kg/10a	
	夏ネギ(普通)	0.2ha	3,000kg/10a	
	秋冬ネギ(普通)	0.2ha	2,850kg/10a	
	秋冬ネギ(遅出)	0.3ha	3,000kg/10a	
	春ネギ(1本)	0.2ha	2,700kg/10a	
	春ネギ(坊主)	0.1ha	3,000kg/10a	
	緑肥	0.5ha		

3 施設機械装備

機 械 施設名	規格 能力	台数 面積
作業場	木造	30㎡
収納庫(車庫)	木造	30㎡
パイプハウス	6m×15m	1棟
トラクタ	25ps	1台
ロータリ	160cm	1台
管理機	6ps	1台
収穫機	8ps・1条	1台
皮剥機一式	3相電動式	1台
結束機	電動式	1台
移植機	1条植	1台
動力噴霧機	6.0ps	1台
灌水用ポンプ		1台
エアコン(作業場用)		1台
剪葉機	電動式	1台
軽トラック	660cc	1台

4 経営管理の方法等

<p>【経営管理の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳による財務管理、資金管理を行う。 家族協定による役割分担、就業条件収益分配の明確化 <p>【農業従事の態様】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部共選場の利用機械化一貫体系を導入する。 農繁期における臨時雇用の確保により、過重労働を防止する。 休日制度を導入する。 <p>【生産方式】</p> <ul style="list-style-type: none"> 弓浜砂丘地帯での白ネギ栽培を行う。 連鎖障害回避のため緑肥、かんしょを輪作する。

営農モデル類型7 ブロッコリー + 水稲 [個別経営体]

1 モデルの特徴

ブロッコリーは多品種を組み合わせることで品質、収量を確保する。水稲はブロッコリーとの労働力の競合を避けて栽培する。

2 営農モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作物名	生産規模	目標生産量	労働力
水田 6.0ha	初夏どりブロッコリー	1.5ha	900kg/10a	2.9人 (内訳) 家族労働力 2.0人 雇用労働力 0.9人
	秋冬どりブロッコリー	3.0ha	900kg/10a	
	水稲	1.5ha	540kg/10a	

3 施設機械装備

機 械 施設名	規格 能力	台数 面積
作業場・農具舎	木造	50㎡
育苗ビニールハウス	6m×40m	1棟
農機具格納庫	鉄骨造	1棟
トラクタ	25ps	1台
ロータリ	160cm	1台
管理機	3.5ps	1台
乗用型田植機	4条植	1台
自脱型コンバイン	3条刈	1台
播種機	100箱/時	1台
ロータリーカルチ	3条	1台
運搬車	5ps	1台
ブロードキャスター	300%	1台
動力噴霧機	可搬式6ps	1台
動力散布機	背負式	1台
刈り払い機		1台
普通トラック	1t	1台
軽トラック	660cc	1台

4 経営管理の方法等

<p>【経営管理の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳の実施により、財務管理・資金管理を徹底する。 家族経営協定の締結を通じ、経営内における世帯間の役割分担、労働時間、休日、休暇等の就業条件、収益の分配等について明確化する。 <p>【農業従事の態様】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農繁期における臨時雇用の確保により、過重労働を防止する。 休日制度を導入する。 <p>【生産方式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ブロッコリーは各作型とも時期に応じた品種を組合せ、品質、収量を確保する。 水稲栽培については、機械の共同利用やレンタル、作業内容によっては委託を検討し経費削減と効率化に努めるとともに、ブロッコリー作業との労働力の競合を避け栽培する。 何れの品目とも計画的な播種、定植を行い、管理作業、出荷期の分散を図る。

営農モデル類型8 白ネギ〔個別経営体〕

1 モデルの特徴

周年による白ネギの生産を行う。（砂畑地帯）

2 営農モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作物名	生産規模	目標生産量	労働力
畑 2.0ha	夏ネギ（トンネル）	0.15ha	3,000kg/10a	4.0人 （内訳） 家族労働力 2.0人 雇用労働力 2.0人
	夏ネギ（普通）	0.30ha	2,700kg/10a	
	秋冬ネギ（普通）	0.30ha	3,000kg/10a	
	秋冬ネギ（遅出し）	0.30ha	3,000kg/10a	
	春ネギ（1本）	0.25ha	2,700kg/10a	
	春（坊主）	0.20ha	3,000kg/10a	
	緑肥	0.50ha		

3 施設機械装備

機 械 施設名	規 格 能力	台数 面積
作業場	木造	30㎡
収納庫（車庫）	木造	30㎡
パイプハウス	6m×15m	1棟
トラクタ	25ps	1台
ロータリ	160cm	1台
管理機	6ps	1台
収穫機	8ps・1条	1台
皮剥機一式	3相電動式	1台
結束機	電動式	1台
移植機	1条植	1台
動力噴霧機	6ps,可搬式	1台
灌水用ポンプ		1台
エアコン（作業場用）		1台
剪葉機	電動式	1台
軽トラック	660cc	1台

4 経営管理の方法等

【経営管理の方法】

- ・複式簿記記帳の実施により、財務管理・資金管理を徹底する。
- ・家族経営協定の締結を通じ、経営内における世帯間の役割分担、労働時間、休日、休暇等の就業条件、収益の分配等について明確化する。

【農業従事の態様】

- ・農繁期における臨時雇用の確保により、過重労働を防止する。
- ・休日制度を導入する。

【生産方式】

- ・年間を通じて収穫出来るように、春ネギ、夏ネギ、秋冬ネギの栽培を行う。

営農モデル類型9 水稻 + 白ネギ [個別経営体]

1 モデルの特徴

水田地域を適応地域とし、水稻、白ネギの複合経営を行う。

2 営農モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作物名	生産規模	目標生産量	労働力
水田 6.0ha	夏ネギ	0.3ha	2,700kg/10a	3.6人 (内訳)
	秋冬ネギ	0.5ha	3,000kg/10a	
	水稻	5.0ha	540kg/10a	家族労働力 2.0人
	春ネギ	0.2ha	3,600kg/10a	雇用労働力 1.6人

3 施設機械装備

機 械 施設名	規 格 能力	台数 面積
作業場	木造	50m ²
農具舎	鉄骨造	30m ²
育苗ハウス	6×40m	1棟
トラクタ	4WD・25ps	1台
ロータリ	160cm	1台
セット動噴	3ps	1台
刈り払機		1台
土寄機	6.0ps	1台
背負動力噴霧器	4ストローク20l	1台
掘取用管理機	6.0ps	1台
皮剥機一式	3相電動式	1台
結束機	電動式	1台
剪葉機	電動式	1台
播種機	100箱/時	1台
乗用型田植機	6条植	1台
動力散布機	背負式	1台
灌水用装置		1台
自脱型コンバイン	3条刈	1台
軽トラック	660cc	1台

4 経営管理の方法等

<p>【経営管理の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により、財務管理・資金管理を徹底する。 ・家族経営協定の締結を通じ、経営内における世帯間の役割分担、労働時間、休日、休暇等の就業条件、収益の分配等について明確化する。
<p>【農業従事の態様】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農繁期における臨時雇用の確保により、過重労働を防止する。 ・休日制度を導入する。
<p>【生産方式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作期の分散を図り、作業の集中を避ける。 ・水稻栽培については、機械の共同利用やレンタル、作業内容によっては委託を検討し経費削減と効率化に努める。

営農モデル類型10 水稲 + 飼料米 [組織経営体]

1 モデルの特徴

転作を飼料米で実施する。交付金の活用を最大限に行った経営を目標とする。

2 営農モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作物名	生産規模	目標生産量	労働力
水田 20.0ha	水稲 飼料用米	12.0ha 8.0ha	540kg/10a 600kg/10a	1.2人 (内訳) 組織協業で作業分担

3 施設機械装備

機 械 施設名	規格 能力	台数 面積
格納庫	鉄骨	100m ²
トラクタ	30ps	1台
ロータリ	170cm	1台
代かきハロー	280cm	1台
ブロードキャスト	300 ^{mm}	1台
乗用型田植機	6条植	1台
動力散布機	背負式	1台
自脱型コンバイン	4条刈	1台
畦塗り機	乾湿両用	1台
刈り払い機		2台
普通トラック	1t	1台
軽トラック	660cc	1台

4 経営管理の方法等

<p>【経営管理の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳による財務管理、資金管理を行う。 規約等の締結を通じ、経営内における構成員の役割分担、労働時間、休日、休暇等の就業条件、収益の分配等について明確化する。 <p>【生産方式】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水稲主食用品種、飼料米の組み合わせに配慮して、作期の分散を図り、作業の集中を避ける。 水稲作業が可能な機械施設を整備し、効率的な活用を行う。 (育苗・乾燥調製は委託)

営農モデル類型 1 1 白ネギ [新規就農者]

1 モデルの特徴

周年による白ネギの生産を行う。(砂畑地帯)

2 営農モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作物名	生産規模	目標生産量	労働力
畑 2.0ha	夏ネギ(トンネル)	0.15ha	2,700kg/10a	4.0人 (内訳) 家族労働力 1.0人 雇用労働力 3.0人
	夏ネギ(普通)	0.30ha	2,430kg/10a	
	秋冬ネギ(普通)	0.30ha	2,700kg/10a	
	秋冬ネギ(遅出し)	0.30ha	2,700kg/10a	
	春ネギ(1本)	0.25ha	2,430kg/10a	
	春ネギ(坊主)	0.20ha	2,700kg/10a	
	緑肥	0.50ha		

3 施設機械装備

機 械 施設名	規格 能力	台数 面積
作業場	木造	30m ²
収納庫(車庫)	木造	30m ²
パイプハウス	6m×15m	1棟
トラクタ	4WD,25ps	1台
ロータリ	160cm幅	1台
管理機	6ps	1台
堀取り管理機	3.5ps	1台
皮剥機一式	3相電動式	1台
結束機	電動式	1台
動力噴霧機	6ps,可搬式	1台
灌水用ポンプ		1台
エアコン(作業場用)		1台
剪葉機	電動式	1台
軽トラック	660cc	1台

4 経営管理の方法等

【経営管理の方法】

- ・複式簿記記帳の実施により、財務管理・資金管理を徹底する。

【農業従事の態様】

- ・農繁期における臨時雇用の確保により、過重労働を防止する。
- ・休日制度を導入する。

【生産方式】

- ・年間を通じて収穫出来るように、春ネギ、夏ネギ、秋冬ネギの栽培を行う。

営農モデル類型12 白ネギ + 水稲 [新規就農者]

1 モデルの特徴

水田地域を適応地域とし、水稲、白ネギの複合経営を行う。

2 営農モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作物名	生産規模	目標生産量	労働力
水田 2.5ha	夏ネギ	0.3ha	2,430kg/10a	3.3人 (内訳)
	秋冬ネギ	0.5ha	2,700kg/10a	
	水稲	1.5ha	540kg/10a	家族労働力 1.0人
	春ネギ	0.2ha	3,240kg/10a	雇用労働力 2.3人

3 施設機械装備

機 械 施設名	規 格 能力	台数 面積
作業場	木造	30㎡
収納庫(車庫)	木造	30㎡
育苗ハウス	6×25m	1棟
トラクタ	25ps	1台
ロータリ	160cm	1台
セット動噴	3ps	1台
刈り払い機		1台
土寄機	6.0ps	1台
背負動力噴霧器	4ストローク20l	1台
掘取用管理機	6.0ps	1台
皮剥機一式	3相電動式	1台
結束機	電動式	1台
剪葉機	電動式	1台
播種機	100箱/時	1台
乗用型田植機	6条植	1台
動力散布機	背負式	1台
灌水用装置		1台
自脱型コンバイン	3条刈	1台
軽トラック	660cc	1台

4 経営管理の方法等

<p>【経営管理の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳の実施により、財務管理・資金管理を徹底する。 <p>【農業従事の態様】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農繁期における臨時雇用の確保により、過重労働を防止する。 休日制度を導入する。 <p>【生産方式】</p> <ul style="list-style-type: none"> 作期の分散を図り、作業の集中を避ける。 水稲栽培については、機械の共同利用やレンタル、作業内容によっては委託を検討し経費削減と効率化に努める。

営農モデル類型 13 ブロッコリー [新規就農者]

1 モデルの特徴

ブロッコリーは多品種を組み合わせて品質、収量を確保する。

2 営農モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作物名	生産規模	目標生産量	労働力
水田 4.5ha	初夏どりブロッコリー 秋冬どりブロッコリー	1.5ha 3.0ha	855kg/10a 855kg/10a	2.8人 (内訳) 家族労働力 1.0人 雇用労働力 1.8人

3 施設機械装備

機 械 施設名	規格 能力	台数 面積
作業場・農具舎	木造	50㎡
育苗ビニールハウス	6m×40m	1棟
農機具格納庫	鉄骨造	1棟
トラクタ	25ps	1台
ロータリ	160cm	1台
管理機	3.5ps	1台
運搬車	5ps	1台
ブロードキャスター	300㍓	1台
動力噴霧機	可搬式6ps	1台
刈り払い機		1台
軽トラック	660cc	1台

4 経営管理の方法等

<p>【経営管理の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳の実施により、財務管理・資金管理を徹底する。 <p>【農業従事の態様】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農繁期における臨時雇用の確保により、過重労働を防止する。 <p>【生産方式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ブロッコリーは各作型とも時期に応じた品種を組合せ、品質、収量を確保する。

営農モデル類型14 施設野菜 [新規就農者]

1 モデルの特徴

施設の周年生産により野菜を生産し、地場市場に品質及び量の安定出荷を行う。

施設野菜（トマト、キュウリ、葉物野菜）＋露地野菜（キャベツ）

2 営農モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作物名	生産規模	目標生産量	労働力
畑 0.7ha	抑制キュウリ	0.2ha	5,700kg/10a	3.2人 (内訳) 家族労働力 1.0人 雇用労働力 2.2人
	半促成トマト	0.2ha	5,225kg/10a	
	葉物(コマツナ・ミズナ・ ホウレンソウ)	0.4ha	2,375kg/10a	
	キャベツ	0.3ha	4,750kg/10a	

3 施設機械装備

機 械 施設名	規格 能力	台数 面積
作業場兼農機具庫	木造	40m ²
ビニールハウス1	4.5m×50m	6棟
ビニールハウス2	4.5m×50m	5棟
ビニールハウス3	6m×50m	3棟
育苗ハウス	4.5m×30m	1棟
トラクタ	25ps	1台
ロータリ	160cm	1台
動力噴霧機	4ps	1台
灌水用ポンプ		1台
管理機	3.5ps	1台
軽トラック	660cc	1台

4 経営管理の方法等

<p>【経営管理の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳による財務管理、資金管理を行う。 <p>【農業従事の態様】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農繁期における臨時雇用の確保により過重労働を防止する。 休日制度を導入する。 <p>【生産方式】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合的防除と土壌診断に基づく土づくりによって、連作障害を回避する。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

- 1 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営体が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
5.2%	個別経営体 130経営体 組織経営体 5経営体（50戸） 準経営体 90経営体

○効率的かつ安定的な農業経営への面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するために、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、米子市は、農地中間管理機構をはじめとした、関係機関及び関係団体とともに、農地集積の円滑な推進が図られるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

米子市は、鳥取県が策定した「鳥取県農業経営基盤強化促進基本方針」の第5の「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の2の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、米子市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

米子市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これら各事業は、地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施する。なお、農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業については、米子市全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、面的な集積が図れるよう努めるものとする。

ア 伯仙、南部、箕蚊屋地区及び淀江地区は、ほ場整備事業によって区画整理がほぼ完了し、高能率生産基盤が形成されている。この条件を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に行い、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 中山間地域においては、中山間地域等直接支払制度を活用し、施設・機械等の共同化等の集落営農組織の育成を図り、耕作放棄地の発生防止・復旧を促進し、将来にわたって持続的な農業生産活動を可能とする。特に特定農業法人等の設立及び活動の活性化を促す。このことによって、担い手不足の下で多発している耕作放棄地の解消に努める。

ウ 弓浜地区は、担い手不足の下で懸念される遊休農地の解消を図るため、利用権設定等促進事業を重点的に行い、地域特産物をさらに振興していくと共に、施設園芸等の導入によって集約的経営を展開する。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農業生産法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地

を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。) のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（農業生産法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者の確保が確実である場合、公共事業の施行に伴い用地買収を受ける者が、農業を維持していくために代替地を取得する場合、認定新規就農者が農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他農業経営の合理化に資する施設の用に供する場合等、特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あつせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できると認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農業生産法人にあつては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する場合又は法第7条第1号に掲げる農地中間機構の事業の特例事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農業生産法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）第3条で定める者を除く。）は、次に掲げる要件のすべてを備える

ものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は別紙1のとおりとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は別紙2のとおりとする。

（3）開発を伴う場合の措置

- ① 米子市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱の制定について」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省構造改善局長通知。以下「基本要綱」という。）別記様式第7号による開発事業計画を提出させる。

- ② 米子市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 米子市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 米子市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 申出及び要請

- ① 米子市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、米子市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 米子市の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、その区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の前月の17日までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 米子市は、(5)の①の規定による米子市農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 米子市は、(5)の②及び③の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、米子市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 米子市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位

置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号。以下、「規則」という。）第16条の2各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について米子市長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同 意

米子市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）の②に規定する土地ごとに（７）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が５年を越えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について２分の１を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

（９）公 告

米子市は、米子市農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（５）の①の規定による米子市農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑥までに掲げる事項を米子市の掲示場に掲示することにより公告する。

（１０）公告の効果

米子市が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）、又は所有権が移転するものとする。

（１１）利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

（１２）農業委員会への報告

米子市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第１６条の２）があった場合は、その写しを米子市農業委員会に提出するものとする。

（１３）紛争の処理

米子市は、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等が行われた後に、借賃又は対価の支払い等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

（１４）農用地利用集積計画の取消し等

① 米子市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（９）の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた（１）の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域におけ

る農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認められるとき。

② 米子市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、米子市農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 米子市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を米子市の掲示場に掲示することにより公告する。

④ 米子市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 米子市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業の活用を図るものとする。米子市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

(1) 米子市は、市全域又は一部を区域として権利調整の委任代理並びに再配分機能を活かした農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同団体が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 米子市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び関係団体は、農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供、事業の協力をを行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

米子市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とする。

なお、農用地の効率的かつ安定的な利用に支障をきたさない限り、集落の一部を除外することができる。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を米子市に提出して、農用地利用規程について米子市の認定を受けることができる。

② 米子市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために、適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 米子市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を米子市の掲示場に掲示することにより公告する。

④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営体を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 米子市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う

農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 米子市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 米子市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関、団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるよう努める。

４ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（１）農作業の受委託の促進

米子市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、更には利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出のあった場合は、農地利用集積円滑化団体と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

米子市は、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者や非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 その他農業経営基盤強化の促進に関する事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

米子市は、1 から 5 に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 国営大山山麓地区農地開発事業により、灌漑施設等の整備を図る。

イ 効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

ウ 地域水田農業ビジョンの実現に向けて、認定農業者の育成や新規就農者の積極的促進等地域の实情に即した経営体の育成・発展に努める。

エ 水田農業への積極的な取り組みによって、生産調整を通じて効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図ることとする。また生産調整を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい営農展開に資するよう努める。

オ 農業集落排水事業（平成3年度事業開始）を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

カ 地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

米子市は、農業委員会、総合事務所農林局、農業協同組合、土地改良区、農地利用集積円滑化団体、その他関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討し、今後10年にわたる効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するための実現方策等について、関係者が一体となって合意の下に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、農業改良普及所及び農地利用集積円滑化団体は農業経営基盤強化事業が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努める。

第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

米子市においては、これまで兼業農家や高齢農家等から担い手への農地の集積が図られ、農業生産が維持・発展してきたところであるが、経営農地が分散化していることにより農作業の負担が増大し、農地の効率的利用が困難な状況にある。また、今後10年で高齢化による離農等がさらに進行し、農地が大きく供給されることが予想されている。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効利用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって農地の引き受け能力を高め、さらなる経営改善を目指していくことが極めて重要となっている。

農地利用集積円滑化事業の実施主体（以下、「農地利用集積円滑化団体」という。）は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には、①担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組が期待できること、②地域農業、とりわけ担い手に関する情報や農地の各種情報に精通していること、③農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れること、等の条件を満たす者が実施するものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

米子市における農地利用集積円滑化事業の実施単位は、市全域又は旧市町村、大字等の単位で区分した区域を基本とする。市内に複数の農地利用集積円滑化団体がある場合には、事業実施区域の重複に配慮し、事業実施区域が重複する場合には、重複する互いの農地利用集積円滑化団体は、米子市、米子市農業委員会、農業協同組合、鳥取県農業会議、農地中間管理機構等と適切に連携を図り、重複する地域における農用地の利用集積を図る上で支障が生じないよう努める。

なお、市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で、同法第23条第1項の規定による協議が調ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。））は除く。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

（1）農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

- ① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項
 - ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項
 - イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項
 - ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項
- ② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項
 - ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項
 - イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項
 - ウ 農用地等の管理に関する事項
 - エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項
- ③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項
- ④ 事業実施地域に関する事項
- ⑤ 事業実施が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、鳥取県農業会議、米子市農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項
- ⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法の留意事項

(2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

- ① 法第4条第3項各号に掲げる者（市町村を除く）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、規則第12条の10に基づき、米子市に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、米子市から承認を得るものとする。
- ② 米子市は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。
 - ア 基本構想に適合するものであること。
 - イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生じるものでないこと。
 - ウ 認定農業者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。
 - エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
 - (ア) 農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること。
 - (イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。
 - (ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を的確に図るための基準を有していること。
 - (エ) (ア) から (ウ) に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
 - (オ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地

利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、鳥取県農業会議、米子市農業委員会等の関係機関及び関係団体との適切な連携が図られると認められるものであること。

(カ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。

(キ) 規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

③ 米子市は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、米子市農業委員会の決定を経るものとする。

④ 米子市は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を米子市の掲示場に掲示することにより公告する。

⑤ ①から④の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。

⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の廃止の承認について準用する。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

① 米子市は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関して必要な報告をさせるものとする。

② 米子市は、農地利用集積円滑化事業の運営に関して改善が必要であると認められるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

③ 米子市は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の①の規定による承認を取消することができる。

ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人、同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人）でなくなったとき。

イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。

④ 米子市は、③の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を米子市の掲示場に掲示することにより公告する。

(4) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。

(5) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

- ① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。
- ② 農地所有者代理事業を実施する場合には、農業経営基盤強化促進法の基本要綱の制定について（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知）別紙7第3の4に定める参考様式5に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。
- ③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。
 - ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。
 - イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。
 - ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。
- ④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込みを受けた場合は、正当な理由がなければ委任契約の締結を拒んではならない。
- ⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(6) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

- ① 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。
- ② 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の規程により米子市農業委員会が提供している借賃等の情報を十分考慮して定めるものとする。

(7) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

- ① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常の管理耕作の範囲を超えて、作目及

び栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。

- ② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。
- ③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業改良普及所、鳥取県農業会議、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

(8) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及所等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については別に定める。

別紙 1（第 4 の 1 の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 298 条第 1 項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 6 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第 6 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

----- 法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる要件

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

----- その土地を効率的に利用することができると認められること。

（2）農業協同組合法第 72 条の 8 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 9 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

----- その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

----- その土地を効率的に利用することができると認められること。

（3）土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項各号に掲げる事業（同項第 6

号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

----- その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2（第4の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

<p>① 存 続 期 間 （ 又 は 残 存 期 間 ）</p>	<p>1 存続期間は、当該利用権の当事者間で協議して定めるものとする（農業者年金関連の場合は10年以上）。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>
<p>② 借 賃 の 算 定 基 準</p>	<p>1 農地については、農業委員会が提供する賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>
<p>③ 借 賃 の 支 払 方 法</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>
<p>④ 有 益 費 の 償 還</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき米子市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

<p>① 存 続 期 間 (又は残存期間)</p>	<p>Iの①に同じ。</p>
<p>② 借 賃 の 算 定 基 準</p>	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>
<p>③ 借 賃 の 支 払 方 法</p>	<p>Iの③に同じ。</p>
<p>④ 有 益 費 の 償 還</p>	<p>Iの④に同じ。</p>

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける
場合

① 存 続 期 間	Iの①に同じ。
② 損 益 の 算 定 基 準	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>
③ 損 益 の 決 済 方 法	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。
④ 有 益 費 の 償 還	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

<p>① 対価の算定基準</p>	<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>
<p>② 対価の支払方法</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>出資を目的とする所有権移転の場合は、所有権の移転を受けた農業生産法人の取締役又は理事は所要の手続きを経て設立又は変更の登記を行うものとする。</p>
<p>③ 所有権の移転の時期</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>